



平成 22 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 取締役頭取 久保田 勇夫
(コード番号: 8327、東証第一部、大証第一部、福証)
問合せ先責任者 取締役総合企画部長 石田 保之
TEL 092-461-1867

自己株式（優先株式）の取得及び消却に関するお知らせ

当行は、平成 22 年 5 月 24 日付「自己株式（優先株式）の取得枠設定に関するお知らせ」にてお知らせしておりましたとおり、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決定に従い、会社法第 157 条第 1 項及び同第 2 項の規定に基づき、下記のとおり自己の第一回優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を株式会社整理回収機構から取得し、会社法第 178 条第 1 項及び同第 2 項に基づき、取得したすべての本優先株式を消却することを決議いたしました。また、本日、関係当局より本優先株式の取得に関する承認をいただきましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の理由

本優先株式は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、平成 14 年に株式会社整理回収機構に公的資金を用いてお引受けいただいた株式です。

以来、当行は、公的資金による資本増強の恩恵を受けつつ、株主の皆様及びお客様の暖かいご支援を受け、経営の健全化と財務基盤の強化を図ることができましたので、公的資金の所期の目的は達成されたと判断し、本優先株式を取得し公的資金を完済することといたしました。

2. 取得及び消却の内容

(1) 取得及び消却する株式の種類	第一回優先株式
(2) 取得及び消却する株式の数	35,000,000 株 (発行済第一回優先株式総数に対する割合 100%)
(3) 株式の取得対価の内容	金銭
(4) 1 株当たりの取得価額	1,003.4521 円 ^(注)
(5) 株式の取得価額の総額	35,120,823,500 円
(6) 取得・消却予定期日	平成 22 年 7 月 14 日
(7) 株式の取得の相手方	株式会社整理回収機構

(注) 本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 1,000 円に、本優先株式に係る経過優先配当金相当額 3.4521 円（本年 4 月 1 日（同日を含む。）から 7 月 14 日（同日を含む。）までの日数 105 日に優先配当金 12 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を切上げる。））を加えた額。

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 取得の相手方の概要

(1) 名 称	株式会社整理回収機構
(2) 所 在 地	東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 廣一
(4) 事 業 内 容	貸付債権等の買取り及びその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、信託受益権の買取りなど
(5) 資 本 金	2,120 億円
(6) 設 立 年 月 日	平成 11 年 4 月 1 日
(7) 大株主及び持株比率	預金保険機構 100%
(8) 当行と取得先の関係	
資 本 関 係	取得の相手方は、本優先株式 35,000,000 株を所有しております。
人 的 関 係	人的関係はありません。
取 引 関 係	預金取引及び融資取引を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

《ご参考：本優先株式の概要》

発 行 済 株 式 総 数	35,000,000 株
払 込 金 額 相 当 額	1 株につき 1,000 円
払込金額相当額の総額	35,000,000,000 円
優 先 配 当 金	1 株につき 12 円
一 斉 取 得 日	平成 24 年 4 月 1 日

以上

《本件に関するご照会先》
西日本シティ銀行 総合企画部 井野 本田 Tel 092 - 461 - 1867

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。